

## 一般財団法人服部海外留學生育英会会館規則

制定 平成 24 年 11 月 22 日

改正 平成 27 年 2 月 28 日

改正 平成 31 年 2 月 23 日

改正 2022 年 2 月 26 日

改正 2023 年 2 月 25 日

### (会館の設置)

第 1 条 一般財団法人服部海外留學生育英会（以下「法人」という。）は、外国人留學生に居室を提供し、かつ、国際交流の促進に寄与するため、一般財団法人服部海外留學生育英会会館（以下「会館」という。）を設置する。

### (設置場所)

第 2 条 会館は、名古屋市千種区本山町一丁目 22 番の 1（本山宿舎）及び名古屋市千種区東山通三丁目 32 番の 2（東山宿舎）に置く。

### (入館生の資格)

第 3 条 会館に入館する者（以下「入館生」という。）は、愛知県内の大学または大学院に在学する外国人留學生で、学業、人物ともに優秀で、かつ、健康であって、学資の支弁が困難と認められること、本会館規則（以下「規則」という。）及び規則第 18 条に定める細則の遵守に同意することなど、別に定める入館生募集要綱に記載の応募資格をすべて満たす者でなければならない。

### (入館生の入館期間)

第 4 条 入館生の入館期間は、それぞれ正規の最短修業年限とする。

### (入館生志望手続)

第 5 条 入館志望生は、入館生募集要綱に定められた申込書等の提出書類を在学大学を通じて、法人の代表理事（以下「代表理事」という。）に提出するものとする。

### (入館生の決定)

第 6 条 入館生の採用は、法人の選考委員会の選考を経て、代表理事が決定し、その結果を本人及び在学大学に通知する。

2 入館生に決定した者は、誓約書、指導教員が作成した留意事項確認書、大学が作成した保証書及び留學生住宅総合補償加入者証（コピー可）を提出するものとする。  
併せて、毎年 4 月に在学証明書提出するものとする。

### (共益費)

第 7 条 入館生は、別に定める共益費を毎月所定の日までに納入しなければならない。

### (奨学金等受給状況、生活状況及び学業成績の報告)

第 8 条 入館生は、入館期間中に奨学金及びこれに類する給与の合計額が平均月額 10 万円を超えることが決定した場合は、代表理事に報告しなければならない。

2 入館生は、毎年 1 月に生活状況報告書（進路予定等）を、毎年度末に学業成績表を代表理事に提出しなければならない。

### (宿泊等の禁止)

第 9 条 入館生は、会館に本人以外の来訪者を入館及び宿泊させてはならない。

### (施設保全の義務)

第 10 条 入館生は、会館の施設、設備、備品等を常に正常な状態に保全するとともに、火災等の予防に留意しなければならない。

### (損害賠償)

第 11 条 入館生は、故意または過失により、会館の施設、設備、備品等を滅失、き損または汚損したときは、直ちに代表理事に届け出るとともに、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

### (自動車の所有の禁止)

第 12 条 入館生は、入館期間中は、自動車を所有してはならない。

### (入館許可の取消)

第 13 条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当する入館生に対しては、入館の許可を取り消すものとする。

- (1) 応募資格に関し、入館申込書に虚偽の記載が判明し、資格を満たさないとき。
- (2) 第 7 条に定める共益費を 3 ヶ月分以上滞納したとき。
- (3) 第 9 条、第 10 条、第 11 条または第 12 条の規定に違反したとき。
- (4) 集団生活に適さないと認められるとき。
- (5) 会館の管理運営上、著しく支障があると認められるとき。
- (6) 犯罪行為が認められるとき。
- (7) 反社会的勢力に属すると判明したとき。
- (8) 前各号のほか、入館生として適当でない事実があったと認められるとき。

### (退館)

第 14 条 入館生が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに退館しなければならない。

- (1) 第 4 条に定める入館期間が満了あるいは正規の最短修業年限から外れたとき。
- (2) 入館生が自ら退館届を提出したとき。
- (3) 学籍を失ったとき。
- (4) 学業成績または素行が不良になったと認められるとき。
- (5) 病気その他の理由により就学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (6) 奨学金及びこれに類する給与の合計額が平均月額 10 万円を超えたとき。
- (7) その他第 3 条に定める入館生の資格を失ったと認められるとき。
- (8) 第 13 条の規定により入館許可が取り消されたとき。

### (免責)

第 15 条 前 2 条の規定により入館生が被る損失については、法人は、法人に故意又は重過失のある場合を除き、その責を負わないものとする。

### (退館手続)

第 16 条 入館生が退館する場合は、所定の様式による退館届を代表理事に提出し、貸与された備品等を返納し、居室を清掃するとともに、第 7 条の共益費及び第 11 条の経費を完納しなければならない。

### (事務)

第 17 条 会館の事務は、法人事務所において行う。

### (雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

## 一般財団法人服部海外留學生育英会会館規則施行細則

制定 平成 24 年 11 月 22 日

改正 平成 27 年 2 月 28 日

改正 2022 年 2 月 26 日

### (趣旨)

第 1 条 この施行細則は、一般財団法人服部海外留學生育英会会館規則（以下「規則」という。）第 18 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (居室の区分)

第 2 条 会館の居室の区分は、次のとおりとする。

#### 本山宿舎

- (1) 1 階は、外国人留學生独身用一人部屋 4 室とする。
- (2) 2 階は、外国人留學生独身用一人部屋 4 室及び談話室 1 室とする。

#### 東山宿舎

- (1) 1 階は、共用部及び駐輪場・臨時駐車場とする。
- (2) 2、3、4、5 及び 6 階は、各階外国人留學生独身用一人部屋 3 室、計 15 室とする。

### (共益費の負担)

第 3 条 入館生は、共益費として、本山宿舎は月額 5,000 円、東山宿舎は月額 10,000 円を負担するものとし、毎月指定日までに納付するものとする。

### (水道光熱費等の負担)

第 4 条 各入館生の居室において使用する電気(冷暖房を含む。)、ガス及び水道の料金は、各自負担するものとする。

### (電話等の設置)

第 5 条 電話の設置を希望する入館生は、各自において電話会社と直接契約を行い、その設置料及び通話料等を負担するものとする。

また、インターネット等の利用を希望する入館生は、各自において通信機器及び回線等を利用する契約をし、その設置料、通信機器、回線等及びコンテンツその他利用料を負担するものとする。

なお、その際、会館の施設及び設備等をき損してはならない。

### (会館及び居室内での遵守事項)

第 6 条 入館生は、会館及び居室内において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会館及び居室内で大きな声を出したり、テレビ、ステレオ、楽器等の音を大きくする等、他の入館生あるいは近隣住民に迷惑になる行為をしてはならない。
- (2) 会館で、けんか、暴力行為及び犯罪行為をしてはならない。
- (3) 会館で、物品の売買及び金品をかけての勝負事をしてはならない。
- (4) 火災防止のため、居室内電気設備の増設等をしてはならない。
- (5) 居室内の改修を伴う模様替えをしてはならない。
- (6) 居室内の備品等を室外に持ち出したり、会館の備品等を居室内に持ち込んではいない。
- (7) 居室を出るときは、室内の電灯、電気ストーブ、アイロン等のスイッチを切るとともに必ず施錠し、火災及び盗難等の予防に努めなければならない。

- (8) 居室内の清掃は各自で行い、清潔整頓し、衛生管理に努めなければならない。
- (9) ゴミの処理は、名古屋市指定の分別を行い、所定の場所に、所定の時間帯に、各自で迷惑のかからないように、適切に行わなければならない。
- (10) 廊下等の通路及び共用部には、私物を放置してはならない。
- (11) 会館で、犬、猫等の動物及び小動物を飼育並びに預かってはならない。
- (12) 居室等の鍵は責任をもって保管し、勝手に同型の鍵を造ったり、他人に貸してはならない。  
なお、鍵を紛失したり、破損した場合には、直ちに法人事務所に届け出るとともに、鍵交換あるいは作成のための費用を負担しなければならない。
- (13) 居室内の設備及び備品等に不具合が生じた場合は、直ちに法人事務所に届け出て、指示を仰がなければならない。
- (14) 代表理事が必要と認める時は、居室に立ち入ることがある。  
この場合には、入館生はこれに協力しなければならない。

### (掲示物)

第 7 条 会館内で掲示するときは、法人事務所に届け出て、指定された掲示板に掲示しなければならない。

掲示板以外の場所へは掲示してはならない。

### (面会)

第 8 条 来訪者との面会は、会館外で行うものとする。

ただし、本山宿舎に限り、談話室での面会はできることとするが、面会時間は午前 8 時から午後 10 時までとし、宿泊をさせてはならない。

### (緊急連絡先等の届出)

第 9 条 入館生は緊急連絡先として、常時連絡の付く携帯電話番号及びメールアドレスを入館時に代表理事に届け出なければならない。

また、一時帰国あるいは海外渡航で出国する場合は、出国先、出国後に連絡の付く緊急連絡先、出国理由及び期間を代表理事に届け出なければならない。

併せて、入国後は速やかにその旨を代表理事に届け出なければならない。

なお、半月以上の旅行等により、宿舎を不在にする時には、前記に準じて届け出なければならない。

### (退館命令)

第 10 条 規則第 13 条による入館許可の取消処分は、退館命令書を交付して行う。

### (雑則)

第 11 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。